

労災疾病臨床研究事業費補助金
分担研究報告書

災害時等の産業保健体制の構築のための研究
～新興感染症に対する企業の意識調査～

研究分担者 鈴木 克典 産業医科大学病院感染制御部 准教授
研究代表者 立石 清一郎 産業医科大学保健センター 准教授

研究要旨

2020年度の本調査では、企業における新興感染症に対する意識を明らかにする
今回新興感染症の危機対応を行う事が想定される企業に対して、新興感染症などの危
機対応に従事する労働者の体制についてアンケート調査を行った。

九州内の企業においてアンケートを送付して調査を行った。感染症クリニカルマネジ
メント煮は特殊性があり、マネジメントは困難である。

- 原因となり病原体が目に見えない、知らない間に伝播する。
- 潜伏期の問題があり、化学物質などと異なる、すぐに症状が発現しない。
- 必ずしも診断が容易ではない。症状が発熱、呼吸器・消化器症状などであり
特異的でない

このことから、感染症危機管理が困難である。

新興感染症・再興感染症はさまざまであり、今回のコロナ禍に限らず、今後も新た
な感染症の世界的な流行のリスクがある。このてんから、感染症危機管理が非常に
重要で有、感染対策を実施して、感染拡大を抑制し被害を最小限にする事が重要で
ある。

この点をふまえて、新興感染症や再興感染症に対する備えを行っているかの問題点
を企業に質問を行って、問題点を抽出した。

新興感染症についての事業継続計画を策定しているかという問いには半数以上が策
定していない状況であり、新型インフルエンザウイルス感染症や新型コロナウイルス
感染症など各々の疾患で場当たりの対応している現状が想定された。策定され
た事業継続計画は、感染対策の専門家に相談が、どこを窓口にするのが良いのか、
困難であり、気軽に相談できる感染制御の専門家のニーズを満足するように感染
症、感染制御の専門家へのアクセスを増やす様にするのが良いと考えられた。感染
症危機管理が可能な専門家の要請が急務であると考ええる。

A. 研究目的

新興感染症、再興感染症などの危機対応に従事する労働者の健康を確保するための枠組みの確立が急務であるため、実際の企業の事業所の新興感染症などの危機対応に従事する労働者の体制について現状調査を行う。

B. 研究方法

2020年度の本調査では、企業における新興感染症に対する意識を明らかにする

今回新興感染症の危機対応を行う事が想定される医療機関に赴き、新興感染症などの危機対応に従事する労働者の体制について聴取を行った。

(倫理面への配慮)

アンケートには同意が得られた方に対してのみ行った。合わせて企業は盲検化して内容は労働者から聴取した内容は個人情報是对応表のない連結不可能匿名化して集計した。

C. 研究結果および D. 考察

九州内の企業に対して、以下の 8 項目についてアンケート調査を行った。企業規模は様々であるが、80%から回答を得た。

- ・新興感染症発生時の事業継続計画を策定していますか？
- ・事業継続計画は誰が策定されますか？
- ・事業継続計画を策定していない企業はなぜ作成していないのですか？(自由記載)
- ・海外での感染症情報の把握の手段についてお教えください

・コロナ禍で一番困ったのは何ですか？(自由記載)

・コロナ禍で一番困ったことに対して何か対応策を準備しましたか

・コロナ禍で一番困ったことに対して具体的な対応策(自由記載)

・コロナ禍で一番困ったことに対して対応しなかったのはなぜですか(自由記載)

【結果】

- ・ 新興感染症に対する事業継続計画が策定されている企業は、半数であった。
- ・ 事業継続計画を策定していない理由としては、新興感染症のBCPって、漠然としすぎていて何をどう策定したら良いのか分からない。コロナが起きるまでは、自然災害と違ってイメージがわきにくかった分からない。そこまで手が回らないなどがあった。
- ・ 事業継続計画策定には産業保健スタッフの助力が大きく貢献した
- ・ 実際にコロナが発生して十分な対応することができなかった企業が多かった。
- ・ コロナ禍で困ったのは、何をどう対応したら良いのか分からない。企業活動の減退した。休業による経済的損失があった。従業員感染での風評被害があった。マスクやアルコール、アクリル板などの感染対策の物品がなかった。専門家の意見がコロコロ変わる。などの意見があった。

- 感染症対策について気軽に相談できる専門家のニーズが高かった。
- 即応できる専門家の育成が必要。
- 企業が、マスクやアルコールなどの購入のためのサプライチェーンが止まらないような枠組みの策定が必要である。

【考察】

企業活動が、感染症対策が必要になった場合に、様々な感染症対策があり、未知の感染症について様々な臨床像があり、この対応について即応することは困難である。

様々な新興感染症、再興感染症について即応するための新興感染症発生時の対応マニュアルは、新型インフルエンザ等特別措置法に基づいた業務継続計画のみであり、個別の新興感染症に対する対応策は想定していないというのが現実である。

また、実際に新興感染症が発生した場合に、感染症対応に対する不安、感染患者への対応業務に対する拒否感、疑似症への対応での疲弊などが、医療機関だけでなく、企業活動においても大きな足かせになり得ることが明らかになった。

企業の事業所においても、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく業務継続計画を作成しているものと想定されるが、新型院留守円座以外の感染症が発生した場合には、今回のコロナ禍のように、個別の感染症に対する対応策についての策定されていないことが想定される。

企業における新興感染症対応の業務継続計画の作成状況とスタッフが実際に新

興感染症に対応する状況になった場合の現実に直面した場合に、即応するためには、発生した新興感染症、再興感染症に熟知した、もしくは、少なくとも感染症対策に熟知した感染対策のスタッフへのアクセスが容易であることが必要である。

また、この研究途中で発生したい新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に際して、感染症対策に必要な物品についてのサプライチェーンが維持される社会全体の仕組みも必要であることが明らかになった。

E. 結論

企業での新興感染症対応の概要は以下の通り

1. 新興感染症は未知の感染症としての対応が必要になる
2. 企業活動を継続するためには、感染症対策の物品の供給維持なども含めた十分な感染症対策が必要になる
3. 新興感染症に対する業務継続計画は、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく業務継続計画のみであり、多くの場合、個別の新興感染症対策の策定は困難な状況である。

新興感染症発生時に、十分な感染症の知識を持った感染症の専門スタッフが、産業保健の現場においても育成、確立されていることが必要と考えられる。

F. 本研究に関連した学術発表

なし